

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 28 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための
鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありました。
昨日、ご案内の日本歯科医師会の考え方「歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施」に関する厚生局からの通知となります。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の
採取の歯科医師による実施について」

令和 2 年 4 月 28 日付・メール送信 日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

都道府県歯科医師会 御中

平素より大変お世話になっております。

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課から本会宛に別添の「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」の事務連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

引き続き必要な情報があつた場合は、随時ご提供申し上げます。

公益社団法人日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 27 日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための
鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

標記について、別添のとおり各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部
局宛て事務連絡を発出しましたので、その内容についてご了知いただくとともに、
貴団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための 鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の件数も増加しており、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、今後の感染者数の増加に備えた更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための検体採取として、鼻腔・咽頭拭い液の採取を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が課題の一つとなっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、地域の医療提供体制を維持しつつ、更なる検査体制の充実を図る必要があることを踏まえ、4月26日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了解いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得てPCR検査体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の医行為・歯科医行為該当性について

新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に違反する。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取の違法性について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師が確保できないことを理由に必要な検査体制の整備ができないような場合においては、少なくとも下記の条件の下で新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- （1）感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること。具体的には、
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により P C R 検査の必要性が増大している状況下で、
 - ・ 地域に設置された地域外来・検査センターにおいて、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況で、都道府県協議会や地域医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員又は臨床検査技師を確保することが困難であること。
- （2）新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。
- （3）実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。

なお、P C R 検査の必要性については、医師が医学的に判断すべきものであり、歯科医師が P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行うに当たっても、医師の適切な関与の下で行われる必要があること。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 鼻・口腔・咽頭部の解剖
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
 - ④ 個人防護具の適切な着脱方法
 - ⑤ PCR検査の基礎知識
 - ⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項（鼻出血への対応等） 等
- ※④⑥については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：3時間程度 （実技研修の時間も含む。）

4. 厚生労働省による支援

歯科医師の協力を得て行うPCR検査の具体的な実施方法等については、厚生労働省医政局医事課・歯科保健課において必要な助言・協力を行うこととしているので前広に相談されたい。

また、3. の研修については、その内容等を事前に厚生労働省医政局医事課・歯科保健課に報告すること。なお、厚生労働省においてeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないものとする。